

滋 医 福 第 6 9 7 号
令和6年（2024年）3月28日

介護サービス事業所 代表者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰
の推薦事業所の募集について

日頃より本県の医療福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、介護職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的として、厚生労働省において標記表彰が実施されることとなりました。

つきましては、別添募集要領の要件を満たし顕著な功績があるとして、推薦を希望される場合は、下記により関係書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 表 彰 名 令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰
2. 提出書類 関係法令順守報告書（様式1）、推薦調書（様式2）および添付書類
※添付書類は10ページを上限とする。
3. 提出期日 ~~令和6年3月22日（金）~~ → **令和6年4月11日（木）に延長しました。**
4. 提出先 ed00@pref.shiga.lg.jp（電子媒体のみ）
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
5. 募集要領 次ページ以降に記載

[担当]滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護・福祉人材確保係 中村 哲治
TEL：077-528-3597/FAX：077-528-4851
MAIL：ed00@pref.shiga.lg.jp

令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰
の推薦事業所募集要領

1 募集の対象事業所

令和6年3月31日現在で「しが介護職員定着等推進事業者登録制度」に登録している介護サービス事業所のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績がみられた介護サービス事業所。

その他、応募する介護サービス事業所が法令順守等の要件を満たしていることとして、関係法令遵守報告書（様式1）を提出すること。

なお、応募できる介護サービス事業所の数は、1法人につき1事業所のみとする。

2 県が推薦する介護サービス事業所の数

1事業所から2事業所程度とする。

3 推薦事業所の選定方法

(1) 審査方法

提出された推薦調書（様式2）をもとに、県が設置する民生関係厚生労働大臣表彰等候補者審査委員会（委員7名）によって審査する。

(2) 審査基準

以下の表の項目について絶対評価で点数を付けるものとする。

評価項目	評価ポイント	配点
① 介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること	○職員の待遇改善に係る取組がなされているか。 (取組の例) ・ 明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組 ・ 介護ロボット等テクノロジーを活用することによる腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組 ○人材育成に係る取組がなされているか。 (取組の例) ・ 計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組 ・ 職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組	50

	<p>○介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。</p> <p>(取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組 ・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組 ・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組 	
②実効性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。 ・取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。 ・取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。また、事業者のみならず事業所内の様々な職種・役職の職員が協力して取組を推進する体制となっているか。 	30
③持続性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> ・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 ・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。 	10
④他の事業所での導入（横展開）が期待される取組であること、事業所が横展開に協力的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。 ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。 	10
	合計	100

(3) 推薦事業所の決定

上記審査において、評点の高い者から順に推薦事業所として選定する。ただし、総合点において満点の8割未満の場合は、推薦事業所として選定しない。

4 その他

- (1) 審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出や内容を照会する場合がある。
- (2) 提出された資料等の内容に虚偽がある場合や、応募した事業所またはその運営法人に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚した場合には、県は推薦の取消し等を行うことができる。
- (3) 選定の結果は、令和6年4月下旬を目途に通知する。